

1. 答申本文

(1) 使用料改定について

下水道事業の経営状況を考えると、下水道使用料の改定はやむを得ない。

(第2回審議会)

(2) 使用料改定率について

第3回審議会の審議による。

(3) 使用料改定時期について

第3回審議会の審議による。

(4) 使用料算定期間について

第3回審議会の審議による。

2. 答申に至る経緯

(1) 下水道事業の現状について

①基準外繰入金の推移

令和4年度以降も、一般会計からの基準外繰入金が継続的に必要となる見通し

②経費回収率の推移

平成30年度以降、経費回収率が100%を下回る状態が続く見通し

※ 下水道事業は現在の使用料水準を維持した場合ある程度引き上げても、一般会計からの基準外繰入金がなければ下水道事業経営を維持することはできない見込みである。

(2) 使用料改定の妥当性の検証について

①今後の経費削減の可能性

これまで、浄化センター等の運転管理の民間委託により、職員数の削減や経費削減に取り組んできた。また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続など、経営の合理化にも取り組んできたが、~~これ以上の経営努力は難しい。~~ 今後も引き続き、**徹底した経費削減に取り組む必要がある。**

②使用料収入が上昇する可能性

人口の減少や節水型社会の浸透など、下水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想される。また、下水道未接続家屋への水洗化促進活動による収入確保に努めているものの、今後、使用料収入の上昇を見込むことは難しい。

※ 経費削減の努力と使用料収入の上昇をもって、下水道事業の収支を好転させることは現実的に難しく、下水道使用料の改定により、下水道事業経営の安定化を目指す必要がある。

(3) 使用料改定率について

平均改定率 5.0%

- ① 基準外繰入金を 9,000 万円程度に抑制すること。
- ② 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の経費回収率 100%を維持すること。

(4) 改定時期について

改定時期については、一般会計への負担などを考慮し、早い時期が望まれる。また、市民への周知期間等も考慮し、令和 4 年 7 月 1 日の改定とする。

(5) 使用料算定期間について

使用料算定期間は、一般的に 3～5 年程度に設定することが適当とされている。また、国から今後少なくとも 5 年に 1 回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証が求められていることから、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

3. 付帯意見

(1) 市民への周知、情報公開について

今回のような使用料改定の必要性の検証時だけでなく、積極的な情報公開を行い、下水道事業への市民の理解を深めるよう努める。

(2) 下水道施設の更新を計画的かつ効率的に推進

老朽化した管きょや設備の更新を、計画どおり着実に推進する。

(3) 下水道事業経営の効率化について

経営の効率化やコスト削減に向けた取り組みを継続するとともに、下水道事業計画や経営戦略等については、社会情勢等を見極めながら、定期的に見直すこと。また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を早期に実現する。

(4) 使用料体系について

使用料改定率は、平均的なものを示したものである。使用料体系への反映は、使用者の負担の公平性等に配慮すること。

丸亀市下水道事業運営審議会 委員名簿

(令和3年10月1日～令和5年9月30日)

会 長	角道 弘文
副会長	高橋 真貴子
委 員	天野 裕子
委 員	井上 美智子
委 員	小幡 肇昭
委 員	丸尾 良一
委 員	村尾 忠弘
委 員	横田 恵美

(五十音順 敬称略)

審 議 経 過

区 分	開 催 日・場 所	審 議 事 項
第 1 回	令和 3 年 10 月 5 日 (火) 丸亀市役所 2 階 201 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問「下水道事業の経営について」 ・ 丸亀市下水道事業の概要について ・ 丸亀市下水道事業経営戦略について ・ 施設見学 (浄化センター)
第 2 回	令和 3 年 11 月 24 日 (水) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料の改定案について
第 3 回	令和 3 年 12 月 21 日 (火) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料の改定率及び改定時期について
第 4 回	令和 4 年 1 月 26 日 (水) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀市下水道事業運営審議会答申 (案) について